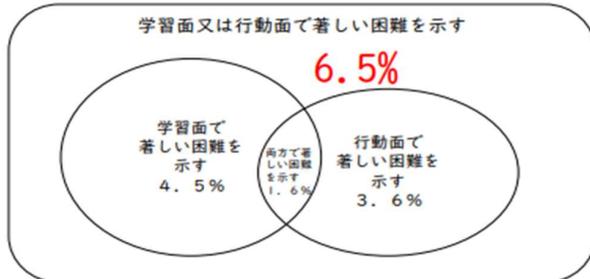


通常学級における特別支援教育（講師：岡野 由美子）

○通常の学級に存在する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（H24 文部科学省）



<障害者差別解消法>

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会の実現**に資する事を目的とする

↓

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していく事ができる社会

学校では…『みんながってみんないい』
社会の実現の基礎を学んでいる

<通常学級での対応>

- ・ユニバーサルデザイン
- ・環境面の工夫（教卓や棚に物を置かない、掲示物を隠す等）
- ・座席の工夫（特性に合わせて座席を決める）
- ・聴覚過敏への配慮（椅子の足にテニスボールを装着）
- ・情報提示の工夫（決められた場所に整理して書く）
- ・机、ロッカーの整理（写真やイラストで視覚的に提示）など

<授業の工夫>

- ・手がかりとなる板書
- ・ひきつける授業（写真、画像の使用・シンプルな提示）
- ・「分かった」「出来た」を実感させる授業

<家庭学習の工夫>

- ・漢字学習…漢字ノートの書き方についていくつかパターンを提示して、自分たちで選ばせる
- 自分で自分の得意な覚え方で練習できる・苦手な子も『頑張ろう』という気持ちになったり、書く量が少なくなってもよいという安心感につながる・あの子だけ何で？という不公平感がなくなる

<通級による指導>

- ・障害に応じた特別な指導は
 - 障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする→**自立活動**
 - 授業時数は年間 35 単位時間から 280 単位時間を標準とし、LD、ADHD 等については年間 10 単位時間から 280 単位時間（月 1 回～週 8 時間）
- ・通級で教えてもらった事を通常学級で（社会で）使える、自分で（自力で）学べるようにする＝**自立**を目指す

<保護者対応>

- ・保護者の不安定になりがちな心理をまずは、理解する事（障害受容について）
- ・校長、コーディネーター、担任がチームとなって保護者への理解推進に取り組む
- ・保護者との関わりキーワードは『**協働**』。保護者も先生も子どもの健やかな成長を願う気持ちは同じ
- ・保護者との信頼関係を構築し、保護者を含むチームで話し合い、子どもたちの成長に携わる
- ・記録を取る事の大切さ…視覚化する事で、小さな成長を褒める事ができる